

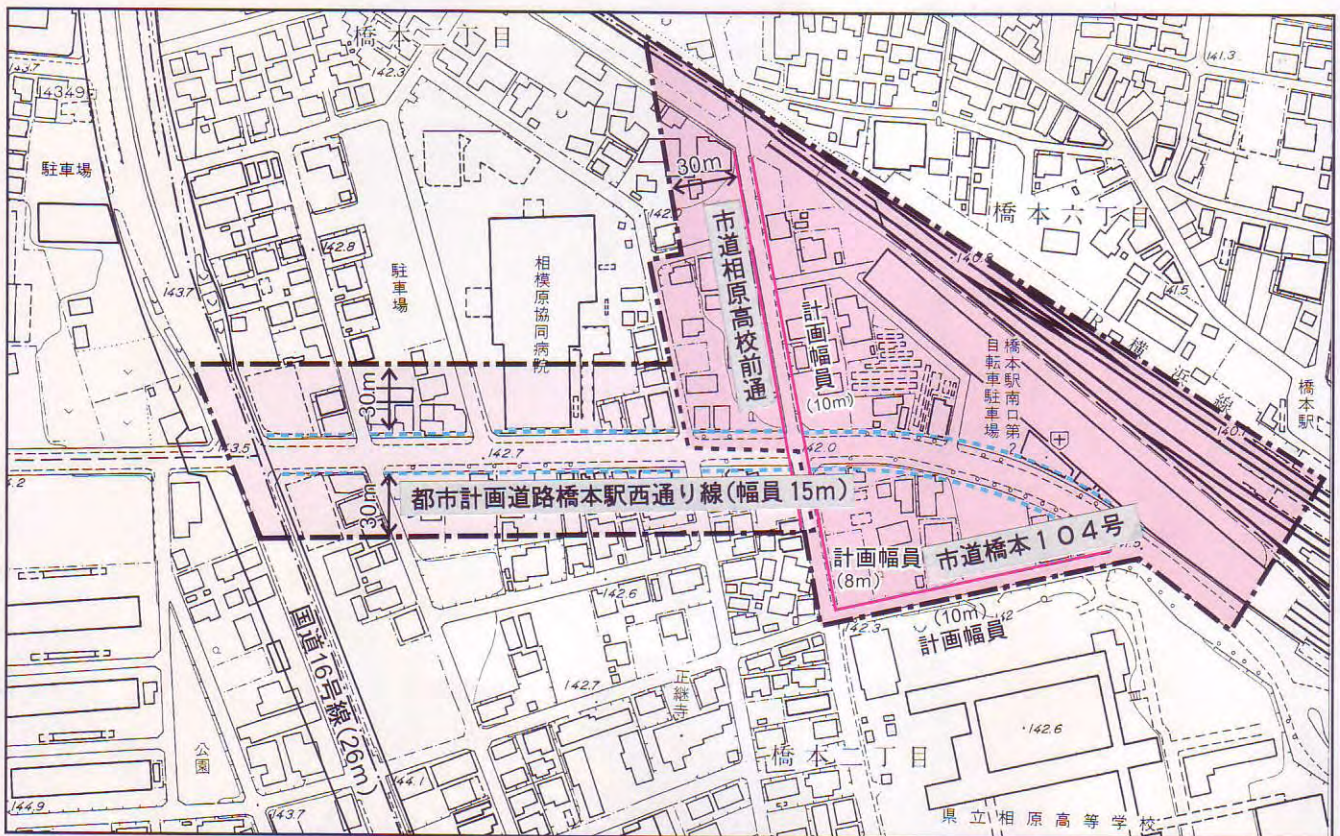
## ◀ 地区計画とまちづくり ▶

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するために、まちづくりのルールを決めていくものです。

現在、橋本駅南口地区では、交通の便の良さを活かした、新しいまちづくりが進められています。そこで、より良いまちをつくるため、地区計画が定められています。

計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いします。

### ▼ 橋本駅南口地区 地区計画 区域図



#### ● 地区の概要

--- 地区計画区域

--- 地区の区分

■ 駅周辺地区  
(商業地域400/80防火)

■ 橋本駅西通り線沿道地区  
(近隣商業地域300/80準防火)

#### ● 地区施設

== 道路

#### ● 壁面の位置

道路境界からの後退距離

--- 1m以上



S=1/3,500

0 50 100 200m

※用途地域等の詳細は、都市計画課で、ご確認ください。

▼名称

# 橋本駅南口地区 地区計画

地区計画で定められた事項をやさしく解説しました。  
詳しくは「地区計画の決定事項」をご覧ください。

## 目 標

本市の中心商業地であることから、商業・業務機能の集積を図るとともに、良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とします。

## 方 針

### 駅周辺 地区

商業施設を主とする環境を整備し、土地の高度利用を進めます。

橋本駅

### 西通り線

沿道地区

駅周辺地区から続く商業環境を整備しながら、周辺の住宅地と調和した地区となるよう整備を進めます。

## 地区施設

快適なまちをつくるため、地区内の主な道路について、幅員を拡げ安全な道路構造とします。

- ① **市道相原高校前通**（大山街道）については、現況幅員約6 mを10 m（一部8 m）として計画。
- ② **市道橋本104号**（相原高校正門前通り）については、現況幅員約7.5 mを10 mとして計画。

## 建物の用途

## 駅周辺

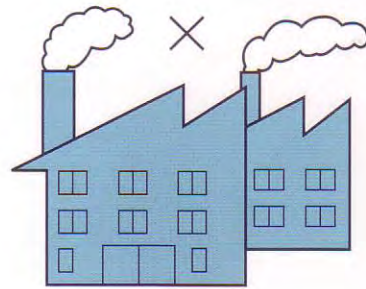
- 建物の1階を住宅や共同住宅などとして使うことはできません。

## 西通り

- 橋本駅西通り線に面する建物の1階を、住宅や共同住宅などとして使うことはできません。ただし、敷地の間口が4 m未満の場合は、制限しません。

## 共通

- 工場、倉庫業を営む倉庫、危険物の貯蔵・処理をする建物はたてられません。ただし、パン屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造業等の建物は規制しません。



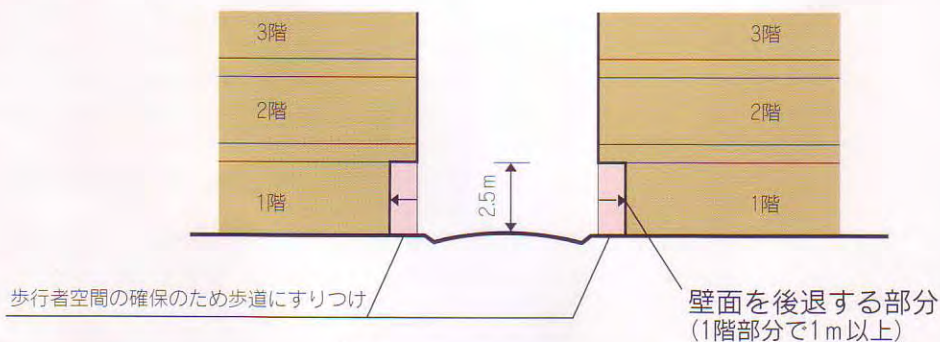
## 容積率

## 駅周辺

敷地面積が200㎡未満の場合は、容積率の最高限度を300%とします。

## 壁面の位置

区域図に示す箇所については、建物の1階に相当する部分（高さ2.5m以下）の柱・壁の面は、都市計画道路境界線から1 m以上後退します。



\*市では、地区計画制度によって、壁面後退等を行い歩行者空間としての空地を確保した方に奨励金を交付する『安全で快適な歩行者空間創出奨励制度』があります。

\*市では、地区計画制度によって壁面後退部分の歩行者空間の整備に対して、商業地形成事業に基づく整備計画がある場合、『壁面後退部（私有地）のカラー舗装整備に対する補助制度』があります。

◎お問い合わせ 商業観光課

# 橋本駅南口地区 地区計画 決定事項

(平成2年7月31日決定)  
(平成8年5月10日変更)

名称		橋本駅南口地区地区計画		
位置		相模原市橋本二丁目、橋本六丁目、西橋本二丁目及び西橋本五丁目		
面積		約 5.2 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR横浜線橋本駅南口に位置し、本市における中心商業地であり商業・業務地として整備する必要がある。このため、本計画により商業・業務機能の集積を図るとともに良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とする。		
	土地利用の方針	駅周辺地区については、中心商業地として主に商業の利便を増進するとともに、土地の高度利用を促進する。また、橋本駅西通り線沿道地区については、周辺住宅地の利便を増進するとともに、駅周辺地区と一体となった商業地として土地利用を図る。		
	地区施設の整備方針	地区内の主要な道路については、既存の道路を有効に活用し、安全な道路構造となるよう拡幅を図る。		
	建築物等の整備方針	駅周辺地区については、土地の健全で合理的な高度利用を促進し中心商業地として商業集積が図られるよう、また橋本駅西通り線沿道地区については、駅周辺地区と一体的に商業地が形成されるよう、それぞれ建築物の用途等について制限するとともに、安全で快適な歩行空間の確保を図るため壁面の位置について制限する。		
地区施設の配置及び規模	道路		幅員 10 m, 延長 約 305 m 幅員 8 m, 延長 約 32 m	
	地区の区分	区分の名称	駅周辺地区	
		区分の面積	約 3.6 ha	
	建築物等の整備に関する事項	建築物等の用途の制限	駅周辺地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築物の1階部分を住宅又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿の用途に供するもの（これらの用途の入口ホール、階段等並びに附属する自動車庫、自転車の停留施設及び物置等の部分は除く。）
			橋本駅西通り線沿道地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 敷地が都市計画道路3.5.6号橋本駅西通り線に接する建築物の1階部分を住宅又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿の用途に供するもの（これらの用途の入口ホール、階段等並びに附属する自動車庫、自転車の停留施設及び物置等の部分は除く。） ただし、都市計画道路3.5.6号橋本駅西通り線に接する敷地の各部分の長さが4メートル未満である建築物の場合は、この限りでない。
画	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積が200㎡未満の場合は、10分の30とする。		
		壁面の位置の制限 敷地が都市計画道路3.5.6号橋本駅西通り線（計画図に表示する箇所に限る。）に接する建築物の壁又は柱の面で地盤面からの高さ2.5メートル以下の部分は、都市計画道路境界線から1メートル以上後退した位置とする。		

※決定事項による「壁面の位置の制限」の文中、計画図に表示する箇所は、パンフレットの区域図に示す部分